# 野村アセットマネジメント

受益者の皆様へ

平成 28 年 6 月 3 日

野村アセットマネジメント株式会社

# 野村MMF(マネー・マネージメント・ファンド) 異議申立手続き・買取請求手続きについて(要約)

当資料は、「野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)」(以下「当ファンド」といいます。)の異議申立手続き・買取請求手続きの要約をご説明する資料です。詳細については、「野村 MMF(マネー・マネージメント・ファンド)投資信託約款の変更に関する異議申立手続きのお知らせ」(以下「法定書面」といいます。)をお読みください。

#### <約款変更の提案理由>

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、国内短期金利市場の利回り水準が低下しています。今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に沿った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、当ファンドを早期に信託終了させ、ご資金を返還することが受益者の皆様の利益に資するものと考え、必要な各種変更を行なうために、約款変更手続きを取ることといたしました。

# <約款変更のポイント>

## ≪受益者の皆様の賛否を問う約款変更≫

- 信託期間を平成28年8月31日(以下「信託終了日」といいます。)までとする約款変更
  - ・ 当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方 針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況に鑑み、当ファンドを早期に信託終了させ ることを予定しております。
- 信託報酬の総額に関する約款変更
  - ・ 償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図しています。

# ≪受益者の皆様の賛否を問わない約款変更≫

- 換金時の信託財産留保額を廃止しました
  - ・ 当ファンドは換金時に、保有期間が 30 日未満の場合に、信託財産留保額をご負担頂いておりました が、6月3日より信託財産留保額を廃止いたしました。

#### < 異議申立手続きについて>

# 当該約款変更に賛成の方は、何の手続きも必要ございません

当ファンドを信託終了日(平成 28 年 8 月 31 日)に信託終了させていただき、償還金を皆様にお支払いすること等を予定しております。上述の約款変更のうち重大な約款変更に該当する提案は、法令等の定めに基づき、 異議のある方から異議申立の受付けを行ないます(異議申立が過半数(受益権口数ベース)となった場合は、当ファンドが信託終了日に終了することが否決されたこととなります。)。

当手続きの結果については、平成 28 年 7 月 6 日に弊社ホームページ(http://www.nomura-am.co.jp/)上に掲載する予定です。また、異議申立が過半数の場合には受益者の方に書面にてお知らせいたします。

#### <買取請求手続きについて>

# 通常の換金請求に比べ、デメリットがある点にご留意ください

異議申立が半数以下で、当ファンドが信託終了日に信託終了することとなった場合、異議申立をなさった方は、 法令等の定めに基づき「買取請求」をすることができます。

「買取請求」は、通常の換金方法と比べ、<u>新たに書面の提出をお願いすることや、振込手数料等をいただくこと、</u>換金代金のお受け取りまでにより日数を要することなどのデメリットがございます。(詳しくは、法定書面4ページ目をご覧ください。)

信託終了に異議申立をなさったとしても、必ず買取請求をしなければならないということではございません。 取扱 販売会社においては、通常通り、換金請求のお申込みをお受けいたしますので、異議申立をなさった受益者の皆 様におかれましては、上述のデメリットを十分にご留意いただきご検討ください。

## <当ファンドの換金について>

## 当ファンドの換金は、異議申立をされても、これまでどおりの方法で行なえます

当ファンドの換金については、今回の手続きに関わらず、これまでどおりの方法で行なえます。なお、6月3日以降、1日1件10億円を超える換金について、お申し出日から起算して4営業日目を換金申込受付日とする換金制限を廃止いたしました。

したがって、皆様が、「異議申立」をされる・されないにかかわらず、換金の方法に変更はございません。なお、手続きの結果、**当ファンドが信託終了日(平成 28 年 8 月 31 日)に信託終了することとなった場合は、平成 28 年 9** 月 1 日以降、償還金を販売会社にてお支払いいたします。

皆様におかれましては、よろしくご理解くださいますようお願い申し上げます。